

総務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成19年11月7日
総務省における政府の
実行計画推進体制決定

I はじめに

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、総務省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

総務省は平成18年度において旧政府実行計画の削減目標を達成していることにかんがみ、新たな目標期間である平成22～24年度までの温室効果ガス排出量総排出量の平均を、平成13年度比で少なくとも10%以上削減することを目標とし、以下の取組を行うこととする。

なお、本実施計画の実施を円滑なものとするため、総務省は関係府省と温室効果ガス排出抑制の経験やノウハウ・技術を共有するよう努めるものとする。

II 取組事項

1 業務における移動の効率化

政府全体の目標：公用車の燃料使用量を平成13年度比で概ね85%以下

(1) 低公害車比率の100%の維持等

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。また、一般公用車以外の公用車についても積極的に低公害車化を図る。さらに、関係自動車会社からの協力を得て、燃料電池自動車の導入について検討する。

(2) 自動車の効率的利用

① 公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。また、一般公用車以外の公用車についても積極的に低公害車化を図る。さらに、関係自動車会社からの協力を得て、燃料電池自動車の導入について検討する。

（再掲）

② 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。

③ 待機時のエンジン停止を励行し、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

④ 有料道路を利用する公用車について、引き続きETC車載器を搭載する。

⑤ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

⑥ ガソリンを満タンにしない。

⑦ 公用車の使用については、業務上の必要性を考慮するものとし、また、相乗り等による

効率的な利用に引き続き努める。

- ⑧ タクシー券の適切な管理を引き続き徹底し、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑨ 来庁者に対しても自動車の利用の抑制を呼びかける。

(3) 自転車の活用

「霞が関自転車利用システム」（平成11年2月）のさらなる活用など、自転車の共同利用を一層推進する。

2 環境負荷の低減に配慮した紙の使用

政府全体の目標：用紙の使用量を平成13年度比で増加させない

(1) 用紙類の使用量の削減

- ① コピー用紙、事務用箋等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ② 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

(2) 再生紙の使用

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、引き続き再生紙を使用するものとする。
- ② 印刷物については、引き続き再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

3 物品等の購入・使用に当たっての配慮

(1) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。

(2) 木材、再生品等の活用

- ① 文具類、機器類等の物品調達について、再生材料から作られたものを購入し、使用する。
- ② 間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を購入し、使用するよう努める。

(3) ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア ハイドロフルオロカーボン（HFC）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 庁舎の冷蔵庫、空調機器の購入及び公用車のカーエアコンの交換を行う場合には、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の漏洩防止

庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、SF₆の漏洩防止に努める。

(4) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認に努める。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。
- ③ 購入、使用する燃料については、温室効果ガスの排出の相対的に少ない都市ガス等を引き続き使用する。

イ 製品等の長期使用等

- ① 詰め替え可能な洗剤、文具等の使用を推進する。
- ② 飲料容器については、適正な回収ルートにより、引き続き再使用を図る。
- ③ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、修繕費用の程度を勘案しつつ、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ④ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い（1年以上）製品の使用に努める。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態を精査し、自動販売機のエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器への変更を促すとともに、設置台数の減少など適正な配置を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

物品の購入等においては、簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

オ メタン（ CH_4 ）及び一酸化二窒素（ N_2O ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を引き続き図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

4 建築物の管理等に当たっての配慮

政府全体の目標：エネルギー供給設備等における燃料使用量を平成13年度比で増加させない

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① エネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるよう、省エネルギー診断の結果を踏まえ、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。
- ② 既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、ESCO事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広くESCO事業を導入する。このため、「政府実行計画における庁舎ESCO促進のための簡易ESCO診断実施基準」(平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会幹事会申合せ)に該当する建物については、早急に簡易ESCO診断を実施し、上記基準に該当しない建物についても、可能な限り簡易ESCO診断を実施する。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備の導入に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎や公務員宿舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。
- ② コンピュータ室の冷房については、コンピュータ性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる。

(4) 新エネルギーの有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。

(5) 水の有効利用

- ① 雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の活用を引き続き図る。

- ② 排水再利用設備の活用を引き続き図る。
- ③ 感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を引き続き活用する。
- ④ 雨水利用・排水再利用設備等の日常の管理を徹底する。

(6) 太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画

総務省では、既存庁舎において、既に76kWの太陽光発電及び1,233㎡の建物の緑化を整備済みであるが、「太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する考え方」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）、及び「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」（平成19年5月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、政府実行計画の計画期間である平成19年度から平成24年度までに、既存庁舎において追加的に30kWを目途として太陽光発電を導入する。また、今後、庁舎を新築する際には太陽光発電の導入及び建物緑化を実施する。併せて、耐震診断により耐震安全性が確認できた既存庁舎及び耐震改修により耐震性能が確保された既存庁舎のうち、耐震性能以外の条件に不都合がないものについては、上記に加えて太陽光発電又は建物緑化を実施することとする。

(7) その他環境配慮の実施

- ① 断熱性能の向上のため、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し、整備を進める。
- ② 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ③ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ④ 引き続き、反射板の活用による照明の照度の向上に努める。
- ⑤ 全ての白熱灯について、省エネルギー型蛍光灯又はLED照明への切替えを図る。
- ⑥ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑦ 庁舎の電気機械器具については、日常的に点検を実施し、SF₆の漏洩防止に努める。（再掲）

5 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

政府全体の目標：事務所の単位面積当たりの電力使用量を平成13年度比で概ね90%以下

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう推進する。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を引き続き徹底する。（再掲）
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫するよう促す。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

- ⑥ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を引き続き図る。
- ⑦ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励し、利用実態を把握し、エレベーターの間引き運転を検討する。
- ⑧ 給湯器へのエコマイザーの導入等により給湯機器の効率的使用を極力図る。
- ⑨ 庁舎に、施設規模等に応じてCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
- ⑩ 冷蔵庫の適正な配置に努める。
- ⑪ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を検討する。

(2) 夏季における軽装の励行等

- ① 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬期における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行する。
- ② 業務の簡素化・効率化を図り、業務の実情にあわせて各部局が定時退庁に努め、夜間残業の削減を図る。特に、定時退庁日においては、定時退庁の取組を進める。

(3) 庁舎における節水等の推進

政府全体の目標：単位面積当たりの上水使用量を平成13年度比で概ね90%以下

- ① トイレ洗浄用水の節水を進める。
- ② トイレにおいて、流水音発生器を引き続き活用する。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水器具を取り付け、水道水圧を調整する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車については、必要最小限で行う。

(4) ごみの分別回収の徹底

政府全体の目標：可燃ごみの量を平成13年度比で概ね60%以下

- ① ごみの分別回収の徹底を図る。
- ② 分別回収ボックスを適切に配置する。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。

(5) 廃棄物の減量

政府全体の目標：廃棄物の量を平成13年度比で概ね75%以下

- ① 物品の調達に際しては、使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ② 紙の使用量の抑制を図る。（再掲）
- ③ ごみの分別回収の徹底を図る。（再掲）
- ④ 分別回収ボックスを適切に配置する。（再掲）
- ⑤ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外しての分別回収を推進する。（再掲）
- ⑥ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を引き続き図る。
- ⑦ 庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。

- ⑧ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再利用を行う。
- ⑨ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑩ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。（再掲）
- ⑪ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう発注者として促す。
- ⑫ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

(6) 総務省主催のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 総務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。
- ② 総務省が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

(7) テレワークの実施

環境負荷軽減効果が期待されるテレワークについては、平成16年度からの試行実施を踏まえ、「総務省テレワーク推進会議」（平成18年5月26日設置）において、18年10月から、育児・介護に携わる職員のテレワーク開始を決定し、本格実施を開始した。19年5月からは、対象職員の限定を外し、本省勤務の全職員に対象を拡大したところであり、引き続き、テレワークの推進を図る。

6 職員に対する研修等

- ① 職員が参加できる地球温暖化対策に関する研修について、秘書課において必要な情報提供を行う等、職員一人一人の環境に対する意識を高めることとする。
- ② 各部局においては、研修や活動への職員の積極的な参加が図られるよう配慮する。
- ③ 職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。

7 エコ・アイデアの募集

職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

Ⅲ 省CO₂行動ルール

政府の実行計画第四4（3）①に基づき、「省CO₂行動ルール」を以下のとおり定める。

- ① 業務に支障のない限り、昼休みに事務室の消灯に協力する

- ② 外出時、退庁時にパソコン、PHSの電源をオフにする
- ③ 退庁時に、コピー機、プリンターなどのOA機器の元電源のスイッチをオフにする
- ④ ごみの分別を徹底する
- ⑤ 紙の両面印刷、再利用を徹底する
- ⑥ 会議用資料について、極力簡素化を図る
- ⑦ タクシーを利用する場合には、相乗りを徹底する
- ⑧ 閣僚懇談会申合せ（平成17年4月）を踏まえ、夏季においては、軽装に努める
- ⑨ 国会や議員会館など近隣施設への外出の際は、可能な限り公共交通機関や自転車を利用する

IV 総務省温室効果ガス削減計画

政府の実行計画実施要領5①に基づき、「総務省温室効果ガス削減計画」を別紙のとおり定める。

V 実施状況の評価・点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、大臣官房企画課が取りまとめを行い、「総務省における政府の実行計画推進体制」において、評価・点検を行うものとする。評価・点検の結果は公表するものとし、公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて行い、公表する。

VI 施行日等

- ① 本実施計画は平成19年11月7日から施行する。
- ② 本実施計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

総務省 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
	(単位)			(13年度比)
公用車燃料	t-CO2	600	508	-15.4%
施設のエネルギー使用	t-CO2	13,720	12,365	-9.9%
電気	t-CO2	10,289	9,760	-5.1%
	(電気使用量) kWh	26,867,867	25,562,915	-4.9%
	(電気の排出係数) t-CO2/kWh	0.378,0.602	0.378,0.399,etc	
	電気以外	t-CO2	3,431	2,625
その他	t-CO2	1	0	-8.5%
合計	t-CO2	14,320	12,873	-10%

総務本省 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	205,935	149,557	-27.4%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	7,243,285	6,144,861	-15.2%
電気	kg-CO2	5,856,463	5,087,410	-13.1%
	(電気使用量) kWh	15,493,287	13,200,269	-14.8%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh	0.378	0.352,0.399,etc	
	電気以外	kg-CO2	1,386,822	1,077,491
その他	kg-CO2	0	0	
合計	kg-CO2	7,449,220	6,294,418	-15.5%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 廊下等の照明器具の省エネルギー型機器への交換
- (2) 執務室内の照明の制御・空調等設備の省エネ対策 等

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転等推進(夏季における軽装の励行等)
- (2) 各課室退庁時のコピー機等のスイッチ OFF 対策 等

○推進体制

対策の実施責任者は大臣官房会計課長とし、各部局等の筆頭課長等で構成される官房各局等連絡会議により対策の周知徹底を図る。

地方支分局 温室効果ガス削減計画

(管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所)

		平成13年度	平成22～24年度目標(※1)	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	126,970	116,178	-8.5%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,582,206	1,447,718	-8.5%
電気	kg-CO2	972,116	889,486	(※2) -8.5%
	(電気使用量) kWh	2,571,729	2,353,132	-8.5%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh	0.378	0.378, etc	-
	電気以外	kg-CO2	610,090	558,232
その他	kg-CO2	0	0	0.0%
合 計	kg-CO2	1,709,176	1,563,896	-8.5%

※1 平成22～24年度目標に係る内訳については調整中。

※2 各局所において適用される排出係数による。

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 蛍光灯、空調用のポンプ等のインバータ化
- (2) 複層ガラスや断熱フィルムによる断熱の強化等
- (3) 共用廊下、トイレ等の人感センサーによる制御 等

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 執務室照明の昼食時や残業時の必要箇所以外の消灯
- (2) 廊下照明の間引き
- (3) 夏季における軽装の励行 等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の総括課長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。

地方支分局 温室効果ガス削減計画

(総合通信局、沖縄総合通信事務所)

		平成13年度	平成22～24年度目標(※1)	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	241,798	221,245	-8.5%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,746,569	2,513,111	-8.5%
電気	kg-CO2	2,255,962	2,064,205	(※2) -8.5%
	(電気使用量) kWh	5,968,155	5,460,862	-8.5%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh	0.378	0.378, etc	-
	電気以外	kg-CO2	490,607	448,905
その他	kg-CO2	521	477	-8.5%
合計	kg-CO2	2,988,888	2,734,833	-8.5%

※1 平成22～24年度目標に係る内訳については調整中。

※2 各局所において適用される排出係数による。

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 蛍光灯、空調用のポンプ等のインバータ化
- (2) 共用廊下、トイレ等の人感センサーによる制御 等

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 執務室照明の昼食時や残業時の必要箇所以外の消灯
- (2) 廊下照明の間引き
- (3) 夏季における軽装の励行等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため局内各課長で構成される委員会を設置する。
- ② 財務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、局内各課にソフト対策の強化を指示する。

消防大学校 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	9,217	8,477	-8.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	902,153	830,775	-7.9%
電気	kg-CO2	597,159	549,429	-8.0%
	(電気使用量) kWh	1,579,908	1,453,515	-8.0%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	304,994	281,346
その他	kg-CO2	0	0	
合計	kg-CO2	911,370	839,252	-7.9%

○主な削減対策と削減量

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(停止を含む)
- (2) エレベーターやコピー機のこまめ対策
- (3) 執務環境整備の省力化 等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は庶務課長とする。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③ 目標達成の見込みを踏まえ、必要があるときは各職員に執務環境省力化の強化を指示する。

消防研究センター 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	(7,457)	6,660	-10.7%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	(609,246)	560,706	-8.0%
電気	kg-CO2	(560,331)	517,492	-7.6%
	(電気使用量) kWh	(1,482,358)	1,369,027	-7.6%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh		0.378	
	電気以外	kg-CO2	(48,915)	43,214
その他	kg-CO2	()	0	
合計	kg-CO2	(616,703)	567,366	-8.0%

※ 13年度の（ ）内の数値は、独立行政法人消防研究所の数値を準用している。

○主な削減対策

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転(使用していない部屋の停止、設定温度の見直し、冷房時のブラインドの使用)
- (2) コピー機の効率的使用(未使用時及び帰宅時における主電源のオフ)
- (3) 執務環境整備の省力化(パソコン及びプリンター未使用時における主電源のオフ、執務室照明の昼食時及び残業時の必要箇所以外の消灯) 等

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は庶務課長とする。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量を元に、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握する。
- ③ 目標達成の見込みを踏まえ、必要がある時は各職員に執務環境省力化の強化を指示する。

情報通信政策研究所 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料	kg-CO2	3,042	0	-100.0%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	243,926	222,088	-9.0%
電気	kg-CO2	159,404	139,892	-12.2%
	(電気使用量) kWh	421,704	370,084	-12.2%
	(電気の排出係数) kg-CO2/kWh	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	84,522	82,196
その他	kg-CO2	0	0	
合計	kg-CO2	246,968	222,088	-10.1%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 廊下等の照明に光・人感センサーを設置
- (2) 省エネタイプのLED照明の導入検討

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 暖房及び冷房時間の短縮並びに空調使用室の最小限化
- (2) 照明器具等の一部取り外し及び照度調整による低減化
- (3) 公用車の廃止
- (4) コピー機、プリンタ等の節電モードの活用
- (5) 一部外灯照明の太陽光発電システム等の活用
- (6) 電子機器室内機器の通風性改善による冷房省エネ運転の実現
- (7) 空調設定の省エネモード活用及び熱源の省エネ運転

○推進体制

- ① 実施責任者は総務課長とする。対策の徹底を図るため各課を通じて構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、設備改修等のハード対策等の追加を行うとともに、各部課にソフト対策の強化を指示する。

自治大学校 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標	
		(単位)		(13年度比)
公用車燃料		kg-CO2	5,090	5,596 9.9%
施設のエネルギー使用		kg-CO2	889,135	645,864 -27.4%
	電気	kg-CO2	356,406	512,578 43.8%
	(電気使用量)	kWh	592,037	1,356,026 129.0%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.602	0.378
	電気以外	kg-CO2	532,729	133,286 -75.0%
その他		kg-CO2	0	0
合計		kg-CO2	894,225	651,460 -27.1%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 空調用のポンプ等のインバータ化
- (2) 太陽光発電施設の追加導入

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 太陽光発電システム等の活用
- (2) エレベーターやコピー機、プリンタ等のこまめ対策
- (3) 外灯照明の点灯時間短縮
- (4) 電気温水器の使用中止

○推進体制

- ① 実施責任者は庶務課長とする。対策の徹底を図るため各課を通じて構成される委員会を設置する。
- ② 庶務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ③ 庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、設備改修等のハード対策等の追加を行うとともに、各部課にソフト対策の強化を指示する。

中央合同庁舎第2号館 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標		
		(単位)		(13年度比)	
施設のエネルギー使用		kg-CO2	10,299,572	9,479,689	-8.0%
	電気	kg-CO2	8,637,630	7,967,366	-7.8%
	(電気使用量)	kWh	22,850,874	19,968,337	-12.6%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.399	
	電気以外	kg-CO2	1,661,942	1,512,323	-9.0%
その他		kg-CO2	-	-	-
合計		kg-CO2	10,299,572	9,479,689	-8.0%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 廊下等の照明器具の省エネルギー型機器への交換 31,000kwh (12t-co2)
- (2) 執務室内の照明の制御・空調等設備の省エネ対策等 754,000kwh (301t-co2)

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 冷暖房等の空調の省エネ運転等推進(夏季における軽装の励行等)
136,000kwh (54t-co2)
- (2) 各課室退庁時のコピー機等のスイッチ OFF 対策等 169,000kwh (67t-co2)

○推進体制

中央合同庁舎2号館の管理に関する規則(13.1.6 総務省訓令第50号)により、中央合同庁舎2号館の管理官庁(総務省)及び使用官庁の庁舎管理責任者で構成する連絡会議において、毎月、目標達成の見込みを検討し、必要に応じハード対策・ソフト対策を追加。

京都地方合同庁舎 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標		
		(単位)		(13年度比)	
施設のエネルギー使用		kg-CO2	117,257	105,380	-10.1%
	電気	kg-CO2	70,998	70,280	-1.0%
	(電気使用量)	kWh	187825	185,940	-1.0%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	46259	35,100	-24.1%
その他		kg-CO2	-	-	-
合 計		kg-CO2	117,257	105,380	-10.1%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 庁舎の耐震改修が終了後、太陽光発電装置の設置、屋上緑化等について、営繕工事を要求
- (2) 合庁の物品購入に当たって、再生素材を使用した製品を導入
- (3) 庁舎の一部の廊下及び階段について、照明スイッチに人感センサーを組込

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 自転車置き場の夜間の照明時間を短縮
- (2) 冷暖房の運転時間の短縮 (2,560kg-CO2 削減)
- (3) 入居官署に対する省エネルギー等の協力要請

○推進体制の構築

- ① 対策の実施責任者は、京都地方合同庁舎管理庁京都行政評価事務所総務課長とし、対策の徹底を図るため、入居官署で構成される合同庁舎連絡会議において、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを報告し、入居官署の地球温暖化防止対策に対する協力を求める。
- ② 京都行政評価事務所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、合同庁舎共用部分に係るハード対策の追加を行うとともに、入居官署にハード・ソフト対策の強化を要請する。

仙台第2合同庁舎 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標		
		(単位)		(13年度比)	
施設のエネルギー使用		kg-CO2	854,370	786,020	-8.0%
	電気	kg-CO2	523,327	481,460	-8.0%
	(電気使用量)	kWh	1,384,464	944,039	-31.8%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.510	
	電気以外	kg-CO2	331,043	304,560	-8.0%
その他		kg-CO2	-	-	-
合計		kg-CO2	854,370	786,020	-8.0%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 庁舎改修 屋上防水補修時に断熱処理する
- (2) 物品調達 蛍光管等調達する場合、原則グリーン購入法適合品のものにする
- (3) その他 トイレ改修に併せ照明を人感センサー付きのものに順次替えていく

・運転・管理等ソフト対策

- (1) ロビー、エレベーターホール、廊下等の必要箇所以外の消灯
- (2) エレベーターの間引き運転

○推進体制の構築

- ① 対策の実施責任者は財務課長とし、対策の徹底を図るため各入居官署担当課長等で構成される「仙台第2合同庁舎環境対策推進本部」を設置し、主宰している。
- ② 上記推進本部による会議を定例（原則年2回）開催し、環境対策に関する基本方針の策定及び対策の推進を図る。
- ③ 財務課において、毎月、電力・ガス・重油の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、全入居官署あてにメールで伝達する。
- ④ 財務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、庁内各官署にソフト対策の強化を指示する。

長野第1合同庁舎 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標		
		(単位)		(13年度比)	
施設のエネルギー使用		kg-CO2	459,000	349,300	-23.9%
	電気	kg-CO2	328,000	247,050	-24.7%
	(電気使用量)	kWh	729,981	549,000	-24.8%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.450	0.450	
	電気以外	kg-CO2	131,000	102,250	-21.9%
その他		kg-CO2	-	-	-
合 計		kg-CO2	459,000	349,300	-23.9%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) 執務室内の照明器具のインバーター化（総合通信局は実施済）
- (2) 省エネタイプエレベーターへの更改要望

・運転・管理等ソフト対策

- (1) 昼休みの執務室照明を全消灯
- (2) 執務時間中においても必要な箇所以外の照明は、可能な限り消灯もしくは間引き点灯を行うほか、執務時間以外においては、不要な照明は消灯に努める。

○推進体制の構築

- ① 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置。
(平成18年度委員会設置済み)

庁舎全体：総務省信越総合通信局総務部総務課財務室長

総務省(長野行政評価事務所)部分：関東管区行政評価局長野行政評価事務所
総務課長

総務省(信越総合通信局)部分：信越総合通信局総務部総務課長

法務省部分：東京入国管理局長野出張所長

財務省部分：名古屋税関諏訪出張所長野地区方面事務所保税実査官

農林水産省部分：関東農政局長野農政事務所統計部統計企画課長

環境省部分：中部地方環境事務所長野自然環境事務所長

- ② 総務省信越総合通信局総務部総務課財務室において、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、入居官署に対し報告する。
- ③ 総務省信越総合通信局総務部総務課財務室長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、入居官署にソフト対策の強化を依頼する。

名古屋合同庁舎第3号館 温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成22～24年度目標		
		(単位)		(13年度比)	
施設のエネルギー使用		kg-CO2	518,264	457,218	-11.8%
	電気	kg-CO2	430,897	387,540	-10.1%
	(電気使用量)	kWh	1,139,939	1,025,237	-10.1%
	(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.378	
	電気以外	kg-CO2	87,367	69,678	-20.2%
その他		kg-CO2	-	-	-
合計		kg-CO2	518,264	457,218	-11.8%

○主な削減対策と削減量

・設備改修等ハード対策

- (1) エレベータ更新
- (2) 受変電設備改修 (-9.2t-CO2)
- (3) 熱線反射ガラス (-2.3t-CO2)
- (4) 熱反射フィルム (-1.8t-CO2)

○推進体制の構築

- ① 名古屋第3合同庁舎入居官署事務担当者打合会議において、必要に応じ、対策の徹底を図るための会議を実施する。
- ② 所管庁において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、使用官署に対し周知する。
- ③ 総括管理者は、必要に応じ使用官署に対し、ソフト対策の強化を指示する。